

虐待防止通知新旧対照表

令和 5 年度	令和 4 年度
施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）	施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）
略	略
記	記
1 略	1 略
2 人権意識、知識や技術向上のための研修の実施について 略	2 人権意識、知識や技術向上のための研修の実施について略 略
（3）事例検討 ※研修対象者については、常勤・非常勤に関わらず、また、福祉職の職員に限らず事務員・調理員・運転手等、全職種の職員について、 <u>受講させること</u>	（3）事例検討 ※研修対象者については、常勤・非常勤に関わらず、また、福祉職の職員に限らず事務員・調理員・運転手等、全職種の職員について、 <u>受講の必要性を考慮すること</u>
3 略	3 略
4 通報義務について 略	4 通報義務について 略
<u>障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事案が起きたときには「通報義務」があり「通報しない」選択肢はありません。区市町村虐待防止センターに通報し、区市町村、都道府県の事実確認をうけることが必要です。</u>	(追加)
※ 障害児入所施設に入所する児童への虐待については、児童福祉法に基づき、 <u>児童相談所もしくは区市町村子供家庭支援センタ</u>	※ 障害児入所施設に入所する児童への虐待については、児童福祉法に基づき、 <u>通報先は児童相談所や少子社会対策部計画課等</u> となり

一に通告します。

※ 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象となります。

略

※ 各施設・事業所におかれましては、区市町村へ通報後、事故報告書を作成いただき、事故報告フォームより、各担当宛に提出してください。

5 略

6 運営基準の改正による取組の強化について

略

(1) 略

(2) 身体拘束の適正化について

① 略

② 略

③ 略

④ 略

※身体拘束の適正化に係る上記運営基準を満たしていない場合は、令和5年4月より基本報酬が減算となります。

7 略

ます。

(追加)

略

(追加)

5 略

6 運営基準の改正による取組の強化について

略

(1) 略

(2) 身体拘束の適正化について

① 略

② 略

③ 略

④ 略

※ 身体拘束の適正化に係る上記運営基準を満たしていない場合は、基本報酬が減算となります(②～④(訪問系サービスは①～④)は令和5年4月から。

7 略